

令和3年度武蔵村山市一般会計予算に対する附帯決議

市当局においては、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターに対して、令和2年度財政援助団体等監査結果報告書の内容を踏まえ、当該シルバー人材センターの事業執行について改善を図るため、市職員による管理、指導を強めるとともに、シルバー人材センター経費の執行に当たっては、その改善状況により適切に行うこと。

なお、次回の武蔵村山市監査委員における監査において、シルバー人材センターの事業執行に改善が見られない場合は、市当局においては、公益社団法人の監督官庁である東京都と協力し、シルバー人材センターに対して、さらなる管理、指導を行うこと。

また、シルバー人材センターの事業執行の改善状況について、適宜、議会に報告すること。

以上、決議する。

令和3年3月12日

武蔵村山市議会